

補助金等取扱基準

補助金等の名称	国庫鳥獣害防止総合対策事業交付金
補助事業等の 目 標	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、交付金を交付することにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止対策を総合的かつ計画的に実施し、当該被害を軽減するため
補助事業等の 対 象 者	要綱別表1及び別表3に掲げる事業実施主体
補助対象経費	要綱別表1及び別表3に掲げる事業内容に係る経費
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	要綱別表1及び別表3に掲げる交付率
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成20年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	国庫補助事業が終了する日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】 要綱に定められているため
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	要綱に基づき、長野県が定める様式による書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成24年 4月 1日 一部改正

平成28年 8月 1日 一部改正